

## 国立大学受験機会複数化の憂鬱

—大学の自主的決定と「社会的要請」と—

勝 田 有 恒

国立大学の受験機会が事実上一回に限定されていることから、受験生は志望や適性にかかわらず合格可能性の高い大学を選択しがちであり、受験生や一部国立大学からは受験機会の複数化が強く求められている。これにこたえ、国立大学において、その実現に積極的に取り組むことを期待する。具体的検討に当たっては、一期校・二期校当時の弊害が生じないような適切な方策を講ずることが望まれる。——臨教審第一次答申より——

### 一 入学試験の法的側面と国大協

学校教育法五二条以下に大学に関する規定が置かれており、入学についての資格は五六条が規定するが、この資格が大検あるいは外国での修学に関して最近多くの通達によってとみに複雑化していることは周知のとおりである。さて入学試験については、学校教育法施行規則六七条が、一般的につきまり国公立私立を問わず、入学・休

学等学生の身分の得喪等についての決定は、教授会の議を経て学長が定めるとして、教授会自治の原則を確認している。ほかにとくに入学試験について規定はなかったが、五四年に共通一次試験が導入された。その根拠規定としては、この試験実施の中心である大学入試センター（五二年設置）について、国立学校設置法九条一三が置かれ、同施行規則五〇条で「国立大学に入学を志願する者の高等学校の段階における一般的かつ基礎的な学習の

達成の程度を判定することを主たる目的として、同一の期日、同一の試験問題により、共同して実施する〔共通第一次学力試験〕は「各国立大学が入試センターと協力して」行うこと規定している。<sup>(1)</sup>このいわゆる共通一次試験は、五一年に国立大学協会（国大協）<sup>(2)</sup>がそれまでの入試改善策の検討の結果、国立大入試問題から受験地獄、難問・奇問を排除することを目的として、文部大臣に提出した「国立大学共通第一次試験実施による大学入学者選抜方法の改善について」という要望書が契機となつて実現をみたものである。もつとも、このような統一入試は、能検テストの導入に失敗した文部省にとっては捲土重來の感があつたであらうし、自前の出題に苦慮するような国立大学にとっては、出題ミス等の事故から解放されるとあつて、本学を含めた一部の大学が入試の国家統制と画一主義への危惧から反対したにもかかわらず、国大協は大多數の賛成のもとに要望書を提出したのであつた。当時の永井文相が、「今までは国立大に富士山があつたが、今後は八ヶ岳になる」と述べていたのを筆者は鮮明に記憶している。共通一次実施以降その画一主義による素点によって、約三十万人の国立大志願者が、極

めて正確にランク付けされ、富士山どころかエヴェレストが生れるに至つたとはいえないだろうか。もし文部省が当初考えていたように共通一次素点のみで、合格者が決定されていたとしたら、入試について国立大教官の負担は軽減されたとしても、大学ごとの完全な輪切り現象があらわれていたに違いない。この意味でも、各大学・学部が独自に実施する各大学学部の二次試験が、このような序列化をかかなりの程度阻んでいる点は、あらためて認識される必要がある。共通一次試験は、いつぞや中曾根前首相が、「非人間的」と評価したくらい一般的には甚だ評判が悪い。しかしながら約一〇年間の実績を省みると、出題の質はすぐれていると評価せざるを得ないし、これまで大きなミスらしいこともなく、三十万人以上の試験を毎年整然と実施してきたことは評価せねばならないであらう。しかし問題は利用法にあるのであつて、官僚的発想に基づくと思われる五教科七科目素点による画一主義を各大学・学部に強制したことが共通一次が諸悪の根源とまでいわれるに至つた最大の原因である。遅ればせながら、教科選択の自由が認められ、画一主義が緩和されるのは六二年度のことである。

しかしながらこうした諸問題を惹起した形式上の責任は、国大協が負うことになっている。共通一次を要望したのはまぎれもなく国大協であり、百名近い定員を擁する国立学校の一つである大学入試センターの初代所長には、国大協の入試改善実施方法等調査専門委員長が就任したことに象徴されるように、共通一次の実施については、国大協がその責任を担保する形で運営がなされてきている。

毎年度、入学試験の実施にあたって文部省は、前年の五月頃国公立全大に、「次年度大学入学者選抜実施要項」なる「通知」(通達)を送達するのが通例となっており、各大学の入試事務担当者はこれを入試の法的根拠と理解している。この「要項」は入試事務を遂行するのに遺漏のないように、細目の一切を規定しており、入試教科から期日、第一階段選抜方針などすべての基準が指示されており、国大協の意見もふまえて文部省の指導が行われている。例えば六三年度のもは、六二年度の国公立大学複数化元年において十万人といわれる大量の足切りについてジャーナリズムが激しく指摘したこともあって、六二年度では「入学志願者の数が入学定員を大

幅に上回り、第二次の学力検査等を適切に実施することが困難であるため特に必要がある場合には、主として調査書の内容及び共通第一次学力試験の成績により第一段階の選抜を行い、その合格者について更に必要な検査等を行って最終的な合格者を決定する方式をとることもできるものとする。ただし、この方式は、第二次の学力検査等の適切な実施のためやむを得ない場合に限定することとし、この場合であっても、第一段階の選抜に合格させる者をできるだけ多くするよう配慮するものとする。」とあったのを、六三年度には第一階段選抜方式について、「入学志願者の数が入学定員を大幅に上回り、第二次の学力検査等を適切に実施することが極めて困難であるため特に必要がある場合以外には行わないものとする。この方式をやむを得ず採用する場合であっても、第一段階に合格する者をできるだけ多くするようにするものとする」と変更して、いわゆる足切りを例外措置とする厳しい線を打ち出し、個々の大学に対して当局から執拗な要請が行われたのは記憶に新しい。<sup>(3)</sup>

国立大学の入試について、各教授会が最終的に決定することには一般的に異論がなく、これは大学の教育・研

究の自主的決定の範囲と理解される。しかしながら、その一部である入試期日の選定あるいは共通一次試験への協力や利用についてどこまで国大協さらに文部省が拘束できるのか、こうした原理的な問題は国大協では、いわゆる政治的・社会的要請への対応に追われて、殆ど議論されていない。しかし森国大協会長は六二年度入試の後次のように発言している。「最近時代が変わって、大学も社会に向かって広く開かれるようになった。そこで個々の大学の独立性、自主性の一部を協会のような集合体にあずけて、共通の自主性を持つことが考えられます。個人の考えだが、自治の一部を共有することもできるでしょう。個々の大学をどのくらい強制できるかの問題ではなく、いろんなルール、方針を決めたりしますが、最終的な判断は大学です。」(傍点筆者)そして、「どんな試験をしてどんな学生を選ぶかは大学の自治と思いますが、入試期日のような純粋に技術的なことは、国大協に預けた『共通の自治』による調整を考える必要があります。」この発言に六〇年以後の複数化入試混乱を惹き起した土壌が用意されているとみることができよう。この「調整」は次のようなものといえよう。非常に漠然としたクエシ

チオネアによるアンケート回答の簡略集約、政治家の意見を帯した文部省(入試改善委)からの助言、さらに政治家の国大協幹部への要請、国大協の委員会の運営そしてそれを前提とした総会の議事等。承認へのこのプロセスにおいて、もし研究・教育の在り方についての各大学・学部<sup>(4)</sup>の自由という大原則に対する配慮を怠るならば、それは最早調整ではなく政治的なそして場合によっては予算がらみの強制という性格を帯びてくる。しかもこのような性格を内包する決定であつても、国大協総会で承認という手続を経由することによって、決定は国立大学の自主的決定とみなされる。例えば六二年度複数化入試の混乱に直面して、「これは国立大学がおやりになったこと」と文部大臣が発言することにもなるのである。これは当然のことといひながら、決定の内容が本学の存立にかかわるものであり、その決定手続が不明朗で、法的拘束力がないものなのであるから、自分で決定したと極めつけられても、われわれは応接のしようがないといわざるを得ない。本来はいわば国立大学長の懇親の場であり、相互協力の話し合いの場である筈の国大協が、とくに五〇年代末になると、九十五国立大の決議機関とし

て機能する傾向が強くなり、国立大相互に利害が対立するような問題例えば入試制度の微妙な問題にまでそれが及ぶと、大学の自治の原則に抵触する可能性が生れてくるのである。ましてや国大協理事会の原案が文部省の指導内容と一致するようになると、国大協の存在理由が問われることにもなるのではあるまいか。したがって各大学・学部との利害が相互に対立するような問題について、国大協の「調整」はせいぜい構成員の意見の最小公倍数的なレヴェルの申合せにとどめ、それ以上の問題は各大学・学部の自主的決定に委ねられるべきである。今回の複数化具体化の推移（六〇—六三年）は、まさに国大協の決定（総会承認）の限界をはっきりと示しているように思われる。同じことは、大学審議会と文部省を介しての各大学・学部との関係についてもいえるのであって、この際教授会自治の原則を自覚的に確認しておく必要がある。

## 二 入試期日の決定

### —— 一期・二期制から一本化まで ——

ここで新制大学発足時に溯って、入試期日の決定態様

をふりかえてみよう。二四年三月文部省学校教育局長は、各新制大学責任者に対して、「通知」を送付し、いわゆる一期・二期校の振り分けを行っている。それによると旧制の七帝大はすべて一期校となっている。当時の朝日新聞は、「第一次は東京、京都、大阪などの総合大学を中心に三校で、五月中旬に入試を行い、第二次は五月下旬に、その他三六校について入試を行うこととし、入学の機会を多くする予定。收容人員は、国立六七校合せて四万八千……」と報じているが、振り分けの原理は、旧帝大を第一次（一期）とした以外には不明であり、文部省の当初の振り分け表によると、東京学芸大、電通大、埼玉大、横浜国大など二六年以降二期校となった大学が一期校とされ、一方一橋大、東工大、神戸大などは二期校となっている。しかし実際は、新制大学発足時であるため時期を遅らせて六月に実施された第一回入試では、一橋大、東工大、神戸大は一期に入試を実施している。五月一〇日の朝日新聞は、第一期三四校、第二期三三校と報じ、一橋大、東工大、お茶の水大、神戸大の四校を一期校の末尾に掲げている。すなわち本学は第一回入試期日の決定に際して、抗議ないし復活折衝を行って、

一期校としての安定した地位を獲得したと想像される。しかしこの間の詳細については、この事実を紹介された佐々木氏<sup>(8)</sup>にも不明であり、筆者も当時のスタッフに尋ねてみたが今のところ残念ながら情報を得ていない。いずれにしても、その後共通一次の導入と抱き合せの形で、入試期が一本化される五四年までの三〇年間のいわゆる一期・二期校のシステムの基本型は、すでに新制大学の発足時点で文部省によって設定されていたのである。四八年までは、恐らく新設校が一期二期のいずれに属するか、あるいは既設校の移動については個別大学と文部省の協議あるいは文部省の指定によって決定されていたと推測されるが、一期・二期校のグループ分けが三〇年間安定して存続したことから、各大学・学部の基本的合意が、このシステムの基礎となっていたと考えざるを得ない。<sup>(9)</sup>

国大協が入試システムに介入するに至ったのは、紛争期あたりから入試改善の検討が第二常置委員会や入試期特別委員会<sup>(10)</sup>で本格的に開始されて以降のことと思われ、新設の旭川医大と筑波大について、いずれも一期を希望していたが、前者を二期、後者を一期に、「両大学なら

びに文部省との協議の結果、(委員会が)決定した」のが最初の例と思われる。<sup>(10)</sup>一期・二期制については、すでに四〇年以前に二期校側から、入試の欠席者が多く(最高六四%、平均三三・九%)、また合格者の入学辞退者による欠員の補充に苦労があることとして、国立大学間格差による社会的・心理的悪影響等の不満が国大協に訴えられ、すでに国大協の理事会は、大学紛争期直前の四三年に「国立大学入学試験期日決定方法に関する方針」を決定して、改善へ着手していたが、それが実際に動き出すのは、大学紛争が終息した四五年以後のことである。当初は入試問題を担当する第二常置委員会が、この課題をとり上げ、四三年のアンケートでは一回制が多数であったが、同年四月各大学に対して、(一)Ⅰ・Ⅱ期の区分を廃止して一回制とするか、(二)Ⅰ・Ⅱ期の区分を組み直すかについてアンケート回答を求めている。しかしこの結果は、文部省の国立大学二回試験の考え方を考慮してか、意外に(一)の賛成が少かった。後に四六年六月にこの課題についての検討のためにとくに新設された、入試期特別委員会は(二)の組み替えを再び諮ったところ、これもまた賛成が七五校中三六校(一期八校・二期二八校)

で過半数に達せず、再び一回制の検討に方針が転換され  
てゆく。<sup>(11)</sup>すでにこの時期に、大学のグループ分けを国大  
協で調整することの難しさが示されていたことが判る。

この問題はとくに紛争直後から国大協内の重要課題とな  
ったと考えられる。こうした背景から、入試改善はとく  
に「入試期特別委員会」において検討されることになっ  
た。この委員会は、四八年一二月に、「入試改善の検討  
の過程で顕在化したのが、いわゆる一期・二期校の問題  
である。一期校は一流校、二期校は二流校だといわれて  
いるときく。しかし一期・二期いずれの大学にもそれぞ  
れ特色がある。何処がどういう基準で区分けをしたのか  
明らかでない。」<sup>(12)</sup>と報告している。このように入試期日  
の問題については法的ないし合理的根拠は全く存在して  
いないのである。そしてこの四八年頃から、今から考え  
ると非常に皮肉なことであるが、入試期日の一本化(入  
試期特別委員会担当)と統一入試制度(入試調査特別委  
員会担当)とが、国大協で検討されてゆくことになるが、  
こうした入試改善に特に意欲的であったのは、二期校で  
あったり、多様な入試科目出題に困難を感じる諸大学で  
あったのは事実であろう。このように入試改善検討の経

緯を考えると、その六年後同じ年の五四年度に、共通第  
一次試験の導入と受験機会の一回制とが、両者の間には  
何ら論理的連関がない全く別々の入試制度であるにもか  
かわらず、国立大入試改善策として、国大協内における  
マジョリティーによって承認(決定とはいわれないな  
い)された背景が判る。もっとも共通一次の導入につい  
ては、自民党文教族が熱心であり、背後に政治的圧力が  
あったのは明らかであり、また共通一次導入に関連して  
各大学入試の教科数削減は、すでに五二年衆議院文教委  
員会が決議していたが、<sup>(13)</sup>入試期一本化には批判的であっ  
たといわれている。

### 三 共通一次・入試一本化体制の動揺

かくして三〇年間続いた一期・二期制、各大学独自の  
入試の体制は、五四年の共通一次の導入と入試一本化に  
よって終結した。この間のことを省みると、本学では第  
一段階選抜の資料を提供していた進学適性検査が、学習  
によって得点が上り進学適性を検査するものとはいえな  
いという理由で廃止されたため、三〇年度以降は、外国  
語、数学、国語(最初の二年間のみ)による一次試験を

独自に行った。この時代の最大の受験者数は二三〇〇程度であったが、定員規模が小さかったため倍率は相当高いものであった。戦前からの英・数重視の入試体制はこの三〇年間に一層顕著なものになったといえるが、社会二科目の選択では日本史・世界史の組合せが圧倒的に多かったと記憶している。

五四年度以降、共通一次の五教科七科目素点による足切りは、一橋の伝統と大きく異なるものであった。またすでに正解が選択肢に用意されている形式の共通一次は、学生の思考パターンにかなりの影響を与えた筈である。しかも二次試験で社会科二科目を一科目に減らしたことは、本学独自の判断であるが、果して良かったか否か疑問の残るところである。しかし、共通一次導入について最大の問題点は、共通一次そのものではなくて、その利用方法を画的に統制したこと(15)にあり、本学が当初から導入反対した理由もここにあった。国立大受験生がすべて、全教科を受験しなければならず、大学側も全教科の得点を評価しなければならぬとすれば、共通試験背番号制が結果として生れるのは当然であり、周知のように、偏差値が中学高校で重視されつつある時期に、共通

一次の点数の素点が自己採点という形であるにせよ、客観的データとして、コンピュータで処理する可能性を受験産業に対して国が提供する結果となったためである。そして、共通一次の導入によって、信頼を勝ち得ることになり今に繁栄を続ける大手受験産業と、入試期一本化によって入学者の水準が上ったとされる私立大学は、もって導入に力あった方々に深甚なる感謝を捧げるべきであろう。共通一次と入試期一本化の体制は、五年もたたぬうちに批判の対象となり始めた。経済の高度成長に伴う高校就学率の向上とは裏腹に、いわゆる落ちこぼれ現象が目立つようになったことに対処するためもあって、五七年度に、すでに行われていた中学校教育における負担軽減の延長線として、ゆとりある教育と生徒の個性尊重を図ることを目標に、高等学校学習指導要領が改訂され、履修単位数も削減された。結果として、共通一次試験では、必修科目に加えて選択科目も出題の対象となることになった(16)。この新課程制が実施されている現実を前にして、国大協としても何らかの検討を行う必要に迫られたのであった。そのために国大協には入試改善特別委員会が五八年六月に設置された(17)。勿論この委員会は、



共通一次に関連するその他の問題とくに、共通一次・一本化の結果陥った序列化と水準低下、私学への合格者の流出に対する対策も課題として負わされることになってゆく。また文部省は、国公立大学関係者、高等学校関係者、その他の関係者からなる「入試改善会議」で入試改善の検討を開始していた。この官製の常設的機関は、結果をみると、入試改善の先導的役割を果しており、現に六五年度に向けての新テスト(大学入試センター試験)の実施案策定については、全面的に責任を負って活動している。ともあれ、当初は入試改善会議が共通一次(体制)改革の主役であったが早急な改善を希望する国会議員は政府に対して、次のような共通一次の問題点をすでに五八年三月の衆議院文教委員会で提示している。すなわち、偏差値、大学序列化、画一化、学生の無気力化、無個性化、マルバツ式による学力低下、表現能力や創造力、思考力の低下、受験生の負担(教科、科目の多さ、一次・二次の二回入試)、高校の学校行事へのシワヨセ、そして最後に「国公立大学の受験がかつては一期校、二期校と二回チャンスがあったのが一回になったこと」である。文部省側は国大協が六二年度に改革すると予測さ

れるとし、あくまで大学側の自主的改善を期待するという対応をしていたが、議員側は納得せず、遅くとも六一年度改革に固執し、さらに五八年五月にはさきに文部省が示唆していた「アラカルト方式」と「共通一次入試期日の繰り下げ」を強く要望して、最後に「国立大学の自治、自主性ということは尊重すべきであります、いま申しましたような点を踏まえて文部省がもう一步指導的立場といましようか、大学側の世論を喚起するような意味からももう一步前進する手だてが必要と思えますが、どうでしょう。」と質したのに対し、政府委員も「国会での御議論を踏まえまして私どもとしても対応せねばならない課題と考えております。」と答弁せざるを得なかった。<sup>(18)</sup>

このような背景のもとに、国大協は従来入試について検討を行ってきた第二常置委員会とは別に、「入試改善特別委員会」を五八年六月、に発足させるが、「この委員会は、共通第一次学力試験が実施されて五年を経過した時点におけるこれに対する意見や批判を踏まえ、問題の所在を明らかにするとともに、適切な大学入試のあり方を検討することを目的と」した。高木氏も指摘するよ

うに、この委員会は、検討のための機関であって、少くとも発足時は具体的な入試改革案（とくに複数化案）を起草することを目的とはしていなかったのである。スケジュールとしては六〇年一〇月の総会に最終報告を提示することとし、検討課題としては当時共通一次に関する諸問題点がアトランダムに採り上げられていたが、その第一〇番目に「複数化」が付加されていたにすぎず、あくまで、この委員会の主題は、教科・科目削減の問題であつた。ともかくも五教科五科目、学部による選択自由（教科アラカルト方式）がまとまってゆき、六〇年春の総会で承認されることになる。元来共通一次は国大協の発議で実現をみた形となつてゐるから、この件については主體的に改善を行ったと一応いうことはできよう。

#### 四 国大協による複数化承認

五八年選挙で自民党が伸び悩みをみせたあと、中曾根首相は教育問題を重要な課題とし戦後教育体制の見直しと銘打って、同年八月内閣に臨時教育審議会を設置したのであるが、五九年一月には大学入試改革をテーマに国大協幹部と会談を行っている。ここで総理は「今の共通

入試はとにかく人間性を欠く憾みがあるので、入試では人格的要素ということも加味して学力一辺倒に偏しない選抜方法のようになるような入試改善を速やかに図って欲しい」と要望したが、平野国大協会長は「国立大には秀才が集るべきであり、大学格差も必要」といった表現で、能力主義の立場から反論をしている。このときの論点は主として、共通一次の改善ないし廃止であつた模様だが、入試改善特別委員長の「受験機会を複数にすることも検討すべきだ」という発言について、中曾根首相も「敗者復活は必要だ」と述べている<sup>(19)</sup>。この両者の発言は、非常に重要な意味をもつことになつた。すなわち、国大協の側にも複数化を希望する無視し難い意見があつたことが示されており、また選挙を通じて教育問題とくに入試に国民の関心が高いことを察知していた首相が、「非人間的共通一次の是正」に加えて、「国立大入試複数化」というもう一つの施策についての目算を得たととも推測されるからである。そして、この二つのポイントをおさえた臨教審第四部会の飯島委員（名古屋大学長）は、同年十二月「具体的検討事項としては、共通一次の利用について各大学の自由度を高めて受験のチャンスをおやす必

要はないのかという問題であろう」と国大協で報告している。<sup>(20)</sup>

翌年の六〇年一月から、複数化問題は、臨教審での審議と国大協のアンケート攻勢という二方面作戦によって、六二年度実施に向かって進められてゆく。六〇年二月臨教審第四部会の集中審議では、国立大学の受験機会複数化を積極的に考えることで意見が一致した。四月に公表された臨教審審議経過の概要<sup>(21)</sup>では、共通一次についての教科・科目数の削減、利用方法の弾力化、二次試験受験機会の複数化、試験期日の繰下げなどの改善策の検討を掲げ、とくに複数化に際しては、複数化の必要性を説いて具体的には、a 二次募集の拡大、b 入学者選抜期日を大学グループ別に複数分散する。c 一定期間内に各大学・学部が任意の試験期日を選ぶという三つの方策が示されていた。<sup>(21)</sup>しかし同年六月の第一次答申では、これらの具体策は消去されている。すなわち入試改善のうち複数化に関連して次のように述べている。「大学入学者選抜は、基本的に各大学が期している教育水準に沿って責任をもって自主的に行われるべきものであり、その改革に当たっても、各大学の自主性が尊重されねばならない。

それとにも、今日の社会では、高等学校以下の教育の正常化など選抜の公共性にも配慮しなければならぬ。」

「偏差値偏重の受験競争の弊害を是正するために、各大学はそれぞれ自由にして個性的な入学者選抜を行うよう入試改革に取り組むことを要請する。」「国立大学の受験機会が事実上一回に限定されていることから、受験生は志望や適性にかかわらず合格可能性の高い大学を選択しがちであり、受験生や一部国立大学からは受験機会が強く求められている。これにこたえ、国立大学において、その実現に積極的に取り組むことを期待する。具体的検討に当たっては、一期校・二期校当時の弊害が生じないような適切な方策を講ずることが望ましい。」<sup>(22)</sup>

国大協は共通一次改革と複数化について、入試改善特別委員会を通じて、六〇年一月にアンケートを各大学に送り回答を求めてゆく。一月の回答では、本学は「後期校になる可能性はない」と答えたが、全国で可能性ありとしたのは一二、三の大学であった。<sup>(23)</sup>四月のアンケートは、複数化を「二次試験を各大学が一定期間内に実施すること」としており、本学はこれに原則的に賛成してい

るが、全国の集計でも複数化反対は少く<sup>(24)</sup>、六月の総会では、「受験機会の複数化を引続き検討する」ことを承認するが、その直後に臨教審第一次答申が公表された。この答申は、国大協に複数化の早期実現を迫るものであり<sup>(25)</sup>、九月のアンケートはより具体的なものとなってゆく。すなわち、とりあえず六二年度用暫定案として、連統制と分離制が各大学長に示された。本学は、具体案についての回答を留保し、六二年度から直ちに実施することについては、検討すべき多くの問題が残されているとして反対を表明した。しかし国大協は六二年度実施案については、賛成六〇大学があったとして、これで支持が得られたものと推測されるので、実施に踏み切るべきとの判断を行っている。これが基礎となつて、十一月三日の総会では、多くの疑問が提示されたにもかかわらず、「六二年度から実施する方向で検討する。なお具体的実施方法については、六一年四月までに結論を得るように努力する。」<sup>(26)</sup>という極めて含みのある結論が承認されることになった。このように、国大協の一連のアンケート政策は、アンケートへの回答の本来的な意義、回答に付された条件の無視、回答集計に際しての単純化、学長個人へのア

ンケートなど極めて多くの問題を含んでおり、このようなものを基礎として多数を推測し、少数を圧殺することが行われたといつてよいであろう。勿論本学も含めて過半数の大学が複数化に賛成したのだが、旧一学期校の感覚は、後に廻りたい大学があるならよからうといった程度のものであつて、臨教審答申の「一学期・二学期制の弊害云々」についての深い認識がなかったと推測される。要するに多くの大学が、臨教審の意図の読み込みを怠つていたといわざるを得ない。もっとも、当初国大協の幹部も後に廻るのは十五校程度と考へており、旧一学期校がA日程というのが、当時の常識であつたことはほぼ確実であろう。現に国大協が複数化を決定した頃に当時臨教審の委員でもあつた黒羽亮一氏は日本経済新聞の論説で、「大学の特質、伝統、地域性などを考へて旧帝大、筑波、一橋、東工大、広島大、神戸大がとりあえず一学期校になる。他は一括して、学部別、地域別入学定員を勘案して二期校、三期校とし、四・五年後に再検討する」という趣旨のことを述べている<sup>(27)</sup>。この考へ方はまことに卓見であり、六〇年度の国立大入学辞退者数の統計によつても、裏付け可能である<sup>(28)</sup>。黒羽氏も述べているように、これは

「受験生も大学もしかたがないとあきらめられる方法」<sup>(29)</sup>であった。

六〇年末から翌年三月にかけて、国大協は具体化を各ブロック会議のアンケートによって進めてゆく。とくに六一年一月二二日のものは、詳細かつ具体的なもので、グループ選択についての問合せも含まれていた。本学は、日程については「東京大学と同一日程」、事後選択制については、「大学の序列化を助長することに強い危惧の念を」表明し、事前選択制を提示している。

事態は驚くほど急速に進展した。十一月の総会承認事項は、「六二年度に必ず実施する」という意味に理解され始めていた。しかも十数校がBに廻るとか、黒羽氏流の考え方は旧一期校の横暴を許すものと一蹴されてゆく。六一年二月中国・四国ブロックの学長会議は、複数化を、実質的意義あらしめるためには、旧帝大が均衡のとれた二つのグループに分かれなければ、複数化の実現が不可能となり、国大協の社会的責任を問われる、といった趣旨の厳しい要望書を国大協に提出した。<sup>(30)</sup>このとき以来受験機会複数化の実質化すなわち、A日程とB日程の学部総定員の均等化と旧帝大を中心とする有力校の均等分割

が焦眉の目標とされるに至り、一五ないし三〇校がB日程に廻ればよいという安易な途が閉ざされることになった。旧七帝大は再三学長会議を開き、そのメンバーに臨教審の委員や入試改善特別委員長を含んでいたこともあって、三月末に例の箱根山分割の意向を固め、四月三日に公表した。実質的複数化の考え方は、関東甲信越ブロックにも強かった。東大の帰趨が未だ不明であった三月に、東大以外の各大学の定員を二校ずつ組合せ、四年ごとのロテーションを組むという案が提示された。<sup>(31)</sup>当然のことながら、この案は本学や東工大、お茶の水大などの反撥を招き、とくに本学では国大協脱退論を含む激しい反対論が続出した。本学は一月の回答通り、東大同様B日程を選んだが、国大協副会長の一橋大学長が造反したとか、大学エゴの権化とか、本学はジャーナリズムから袋叩きの目に合った。<sup>(32)</sup>この件をめぐって、故種瀬学長に大変な御心労をおかけしたことは、当時国大協案反対の急先鋒であった筆者として、非常に申し訳なく思う反面、政治的圧力に負け、浅慮によるのか功名心によるのか、「社会的要請」の名のもとに、大学の自主性を無視し、入試制度問題の複雑さ(受験生側の本音や受験産業の対

応)に思い及ばなかった国大協の幹部の責任の重さを合せて考えざるを得ない。

箱根山分割により、東大と別日程で入試を行う破目になった京大等の関西有力大学ではとくに衝撃が大きかった。何よりも重大な点は、この具体的決定が教授会で事前に承認されていなかったことである。旧帝大の学長が、この件は学長の専決事項と考えていたふしがあるし、よしんば教授会決定事項であるにしても、そんな手続をふんでいては入試改革など不可能と考えて、これを入試立法防禦のための止むを得ない決断と考えていたのではあるまいか。かくして六二年度の受験機会複数化の具体的なシステムは七六大学が賛成したとして決定された。<sup>33)</sup>六一年四月中旬には筆者も加わって京大を中心とする有志が、このシステムは、偏差値重視の助長、入学辞退者の激増、水増し合格者増、国大協での決定手続不備、教授会の意思の無視等の理由を挙げて国大協に撤回をアピールしたが、賛同者は二〇〇名を越えた。<sup>34)</sup>六二年度の分割方式の決定に最も強く反撥したのは、京大法学部であった。ときの竜田学部長は瀧川事件以来という学部長声明によつて、この決定が機関決定を經ていない不当なものであ

ることを理由に、六二年度実施の延期を強く求めたが、京大の他学部の賛同を得られず、法学部のみがA・B両日程入試で対応せざるを得なかつた。<sup>35)</sup>京大法学部は、大量の合格者が東大に流れると予測し、他の学部は影響を軽く考えていた模様であるが、法学部の恐れは不幸にして的中し、A日程配分定員一五〇名に近い合格者が流出する結果となり、栄光を自負した理学部もまた難を免れえなかつた。

全国的には実質的複数化が実現されたとして、実施された六二年度入試では困惑を招く様々な現象が惹起された。その主なものを挙げると、まず一〇万人近くが第一段階選抜不合格となつたが、これは受験生や父兄が受験機会複数化に定員増の幻想をいだき、また共通一次試験以前に願書を提出させたことから起つたことである。

共通一次前の出願は、自己採点による受験産業の影響力を減少させるための配慮だとのことであつたが、結果としては、受験産業の社会的な機能を再認識させることになつたのはなんとも皮肉である。それはさておき、六二年度における最大の問題は、流出⇨入学辞退者の急増である。六〇年度まで、国公立大の入学辞退者は、一万一

千人(合格者の一〇・六%)であったのが、五万一千人(合格者の三一・六%)に増加しており、そのため多くの大学、学部は、定員充足のため追加合格を行わねばならなかった。六一年までの定員充足は水増しか補欠募集によつたが、今回導入された追加合格制度は、入試の厳格な公平性の点からすこぶる疑問のある制度である。つまりA大学不合格でB大学合格の受験生は、B大学に手続をしてしまうと、A大学の追加合格圏に入つていても入学の権利を失い、その代りにより下位の得点を得た受験生が入学するいわゆる逆転現象という不合理なことが起こる。これは厳密で可能なかぎり公平な採点をむねとする採点者にとって堪えがたいことであるし、合格した筈の受験生もあきらめきれないところである。さらに辞退者が予測を上廻れば追加合格によって定員を充足せねばならず、予測を下まれば定員をオーバーすることになったのである。<sup>(36)</sup>しかしなんと、最も厄介な問題は大量の合格者の流出であった。東大と同一日程で入試を行った本学でも、一六四名が他大学に去り、学部によつては追加合格の手続をとらざるを得なかつたのである。かくて六二年度入試の結果「流出」と玉突き現象と

いう媒介項によつて、各大学、学部は、 $B_1 A_1 B_2 A_2 \dots$  という受験界の正確な序列に位置づけられたことを、いやが応でも認識せざるを得なかつたのである。

##### 五 複数化の混乱と分離分割制の導入

六二年三月以降、文部大臣も国大協も、複数化を維持しつづ、なんとかその手直しを行なう意向を示したが、具体的には有力校の文系とくに大学によって定員格差が大きい法学部のA・B分割を提案した。しかしこの方式は、六二年度の京大法学部等の実績が示すように、流出問題<sup>(37)</sup>を完全に解決するものではない。したがつて、六三年度にこれを採用した大学は関西を中心に少数にとどまり、A日程分の定員枠も小規模なものとして、流出被害を少くする配慮がなされている場合が多かつたし、京大法学部はB日程に移行して動かなかつた。かくして、六二年度の実質的複数化や箱根山分割は崩壊をみせ始めていた。六二年六月に、六二年度体制に反対のアップビルを行ったグループが、「分離分割制」を提案した。<sup>(38)</sup>これは六五年度に本学をはじめ東大を含めた有力大学が採用に踏切るに至る制度であるが、この制度のメ

リットは、前期日程合格者がその直後の入学手続期間に手続を行えば、後期の受験ないし、入学の権利を失うことよって、つまり大学側の「囲い込み」によつて、流出を防止することにある。欠点としては、学部定員の分割を行い、二次試験を二回行わねばならないことから、教官の負担が増大することである。勿論分割を伴わない分離制(各学部一回入試)は考えられる。しかしこれでは有力校が前期に雪崩れをうつにきまっているから、複数化は殆ど成り立たなくなる可能性があろう。また前期・後期に等質の試験を行うことも考えられるが、従来のように一つの入試期間二〇日を二重に確保することは二月が私学入試という慣例との関係で問題が生じよう。したがつて分割入試の一方は、期間を短縮せざるをえないが、また短期間でしかも従来とは違った方式の入試によつて、異なったタイプの学生を入学させるといふ積極的な面を盛り込むことが考えられる。<sup>(40)</sup>総合問題的小論文や面接などが新方式入試の試みであるが、この新方式やドラスティクな教科削減による選抜は、従来の学力試験・偏差値重視の弊害を除去する方法としての意味はもつものの、現在のところあくまでトライアルとしての域

を脱しておらず、この点は各大学、学部が一〇―三〇％程度の定員配分しか行っていないことにも示されている。分離分割方式の提案は、最善の入試制度としての意味をこめたものではない。一応受験機会は複数でも入学機会一回で充分と考え、複数化を前提とし、かつての一期・二期制の復活が不可という条件のもとでは、原則としていわゆる有力大学が、分離分割制をとることが論理的帰結であり、現実的にも相当の可能性があるとするのである。

国大協は、六四年度以降の複数化の在り方について、「入試問題連絡会」と入試改善特別委員会が六二年八月以降検討を開始した。この時入試改善特別委員会の委員長は阪大議長になっていたこともあって、関西有力校が主張する「分離分割制」が改革案の中心となった模様であるが、各ブロックごとのアンケートによる意見聴取では、近畿ブロック以外では、六二年度の連続制の維持と分割への反撥などが強く、国大協が意見を集約することは困難となった。二年程前であったなら「六二年度A・Bグループ分け支持が大多数であったから……」となつたと思われるが、すでに述べたように、それはすでに交



形していたわけであるから、なんらかの新しい方式を打ち出さざる得ない状況に置かれていた。そこで、六二年一月の国大協総会では、現行方式の手直しとして、分離分割方式を導入することを検討すること」が承認され、最終的には六三年二月に、六四年度以降の方式として「連続・分離分割併存方式」が最終的な手直し作業の成果として承認されるに至った。この方式は、折衷的な弥縫策の感を免れない、極めて複雑な制度であり、受験生を困惑させることは確かである。しかしながら、大学相互間の利害が対立しうる複数化のグループ分けのような問題について、本来決議機関でない国大協が、六二年の段階で全大学の意向を調整しようとしたら、この程度の枠組を設定するのが限界というべきであろう。六〇年に複数化の提案がなされた段階でも、A・B両日程の枠組を提示し、各大学・学部 of 自由な選択に委ねるべきであった。しかし一期・二期制の弊害の再現防止という付帯条件から、実質的複数化が「社会的要請」を錦の御旗として強行された。その結果はわれわれが経験した通りである。

六四年度では関西の有力校には分離分割制の採用に踏

切る例がみられる。今度は関東の有力校が囲い込みの被害を受ける番である。したがって、分離分割制に追随する大学が漸増することが当然に予想される。東大が九対一、本学が八対二の前後期分離分割に移行せざるを得なかったのも、いわゆる囲い込みに対する防衛策といえよう。こうした姑息な策を弄するのは何んとも悲しいことである。ともあれ、国立大入試の枠組として、「連続・分離分割併存方式」は、ここ当分統してゆくことにならざるであらう。この枠のなかで各大学・学部の選択の幅は相当あると考えられるからである。

一般に選抜入試の方法にベストはないといわれている。毎年四年制大学には約四五万人が進学する。これは十八歳人口の二四パーセントである。国立大には一〇万人弱であり、新聞紙上を賑わす有力大学入学者定員となると、その数は極めて少くなる。進学は本来、個人の自由であり、能力や努力の結果その進学する大学が決定されてゆく。どのような意欲をもち、どの程度の学力ある者を入学させ教育するかは、その大学が自主的に決定すべきこととがらである。これは憲法に根拠をもつ大学の教育・研究の自由の問題である。にもかかわらず、大学入試の問

題は折にふれて政治的干渉にさらされてきた。共通一次試験の導入と受験機会複数化は、その結果としての要素を極めて多く含んでいた。そしてこれらの干渉は果して大学入試の改善となったといえるであろうか。

複数化は社会的要請であるという。新聞も大学エゴといつてかつては本学をいふなれば国賊扱いをしたことがあるが、国立大に対する新聞論調は最近調子を少々変えたようである。<sup>(41)</sup>ともあれ、入試制度には、グループ分けといった明瞭な大枠の問題から、公にされない出題採点、そして何よりも厳正公平な合格者決定、正確な入学手続、さらに付け加えることが許されるならば、入試の経費の問題もからむ。われわれは、僅かの手当で、その大学・学部にとって最もすぐれた学力の学生を入学させるために、最も合理的な制度を設定し運用しようと努力してきた。ところが、外部からは、非常に安易で素朴で一般受けのする観点から、例えば資質もなく努力もしていない学生を入学させよといわんばかりの要請がなされているのが現状である。筆者にいわせれば安易な二次試験の教科削減などもこの種の考え方であり、しかも全国立大学に画一的に、教科削減を強制することは、大学の個性や

可能性を全く無視するものであって、やがてそれは日本の学術や技術の長期的低落傾向を助長することに繋がるであろう。六二年に設置された大学審議会<sup>(42)</sup>が、政治的圧力におされたり、目先の予算問題に目がくらんで、日本の学問の将来に禍根を残す効果をもつような入試改悪政策を勧告することのないよう、委員の深遠な見識と洞察力に心から期待するものである。

今回の複数化をめぐって天下の耳目を集めた国立大入試制度の問題の根本にはまず二つのことが潜んでいる。一つは「国立離れ」である。この点については、共通一次の五教科七科目一律主義が原因とされたが、科目削減やアラカルト方式の導入という改善策がとられた。しかし、「国立離れ」で見落されている側面がある。それは国立大授業料の驚くべき値上げが、私学との差を著しく接近させていることである。現在国立大の授業料は三〇万円である。このような値上げが国の財政政策の一環として続くなら、国立大学離れの基調はなくなるにあらう。

もう一つの大問題は、学力試験以外に適当な公正な試験方法を見出せない点である。一般に学力試験を重視す

ることは偏差値を高めるために受験産業に頼る悪弊を生んでいるという批判がある。新しいタイプの入試方法にもやがて受験産業は対応することになる。教科の削減は、必然的に学生の知識の偏りと出題教科の難問化を招くことになる。推薦制や面接なども結局バーマネットな入試制度として採用することは躊躇される。

けだし、アスクリプション(社会的帰属関係)によらず、アチーブメント(実績)によって大学入学者を選抜する方法は、入学の機会均等を形式的に保証する最も民主的で公平な方法である。当然のことながら入試の公正性を保証し高めることは国立大学の使命と考えねばならないから、結局は学力試験(現在は共通一次と各大学の筆記試験)によるほかはないであろう。予備校に通える者が有利になるという父兄の経済条件の格差についての対応策は残念ながら見出せない。恐らく今後も、国立大入試をめぐる様々な問題が提起され、政治的にもとくに有力校には圧力がかかってゆくことであろう。それに対して学部教授会は、入試制度について多面的で細心な検討をふまえて、自主的に対応してゆかねばならないから、複数化を中心とする入試制度問題の憂鬱は、ここ

当分晴れることはないであろう。以上の論述は余りにも本学中心という批判もあろう。だがすぐれたそして意欲ある学生を公平に入学させたいと思うのは、大学として当然の欲求である。これをジャーナリズムはエゴと呼ぶようだが、前年の九月に推薦入学を行って「良い学生」を確保しようとする大学を、一体何と呼んだらよいのだろうか。世にいう社会的要請なるものの内容を論理的につめてゆくと、入学試験に代えての抽選ということにもなりかねない。

あとがき

六二年度以降の受験機会複数化は、その具体化に向けての決定過程、入試実施結果などすべて異常事態の連続で、その余波は現在にまで及んでいる。この間入試制度委員、学部長、入試委員長などを務める破目になり、この問題に否応なく対応せざるを得なかった。教育問題の専門家でもない筆者のこの論文が、本誌に果してふさわしいか疑問なしとしないし、紙幅の関係や事柄の性質上資料的裏付けにも不十分な点があるが、本学の危機的な時期も含めた複数化の時代について、入試現場からの報

告として何らかの参考になれば幸である。本稿作成について、本学の入試主幹室の方々には大変お世話になった。心から感謝したい。

(1) 国立学校設置法の共通第一次学力試験に関する規定は、当初次のようなものであった。

(大学入試センター)

第九条の三 国立大学の入学者の選抜に関し、共通第一次学力試験の問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うとともに、大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査研究を行う機関として、大学入試センターを置く。

2 大学入試センターは、国立大学以外の大学の要請に応じて、当該大学の入学者の選抜に関する業務の実施に協力することができる。

3 第一項の共通第一次学力試験に関し必要な事項は文部省令で定める。

しかし、いわゆる新テスト(大学入試センター試験)のため、六三年五月二五日に次のように改正された。

(大学入試センター)

第九条の三 大学の入学者の選抜に関し、次に掲げる業務を行う機関として、大学入試センターを置く。

一 大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的

として大学が共同して実施することとする試験の問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うこと。

二 大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査研究を行うこと。

三 大学に入学を志望する者の進路選択に資するため、大学に関する情報の提供を行うこと。

2 前項第一号の試験に関し必要な事項は、文部省令で定める。

このように大学入試全体を包摂しうる規定となっており、大学の協力(義務)については、同法施行規則五十条に次のような規定が置かれている。

(大学が共同して実施する試験)

第五十条 国立学校設置法第九条の三第一項第一号の試験は、各大学が大学入試センターと協力して同一の期日に同一の試験問題により、共同して実施するものとする。

2 前項の試験の実施に関し必要な事項については、別に文部大臣が定める。

(2) 国大協の目的は「協会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力をはかることにより、その振興に寄与することを目的とする(会則第四条)、事業としては、(1)国立大学の振興につき必要な調査研究、(2)研究及び教育における大学相互の協力援助に関し必要な事業、(3)第2号に掲げるもののほか、協力の目的を達成するために必要な事業(第五条)

と規定している。

(3) 本学は六一年度までは、「約三倍」で第一段階選抜を行ってきた。これは定員の三倍以上の受験生は統計的に逆転合格の可能性がないという根拠によるとされ、合わせて筆記試験の厳密な採点を行う時間もまた重要な理由である。私学のような大量採点処理を世間は、国立大に求めその怠慢を責めるがコンピュータ処理が可能に入試は共通一次を繰り返すことになり、受験生の推論や論述の能力を検査することが不可能となる。

(4) 毎日新聞六二年五月三一日朝刊。六〇年十一月一日の総会で、国大協入試改善特別委員長も、各大学の自主的選抜方法を阻害するものであってはならぬとし、各大学が自主的に行うことをたてまえとしながら、全国立大学として協調、調整することが必要であり、複数化は可及的速やかに行われることを前提として、複数化六二年度実施案を提案している。(国大協会報、一一二、四二頁以下)

(5) 箱根山分割といわれる六二年度複数化の決定過程については、高木英明「大学入試改善に対する社会的・政治的要請(圧力)と大学(学部)の自治」(京都大学教育学部「大学入試改善に関する社会的要請の研究」(六三年)第四章が、詳細な分析を行っており、筆者も教えられるところが多かった。またこの間の事情については、時事通信社の内外教育六一年五月二〇日号が「難産だった国立大受験機会複数化」を掲載しているが、その内容は当時渦中にあっ

たある学長の意見によるとかなり精確であるとのことであるし、本学の動きも客観的に述べられている。とくに前者には京都大学の例が詳しく記されている。

(6) 読売新聞、六二年五月一八日。

(7) 朝日新聞、二四年四月一六日。

(8) 佐々木享「新制大学入試はじまる」(1)(大学進学研究会、大学進学研究九一四)参照。なお国大協にも、明確な情報がないが(後述)、地域ごとに受験生の便宜をはかった振り分けということもいわれている。(NHK取材班「日本の条件15教育」五三頁)

(9) 高木前掲論文、五六頁参照。

(10) 国大協会報、六三、四三頁。

(11) 前掲、日本の条件五三頁以下が詳しい。

(12) 国大協会報、六三、四三頁。

(13) 「各大学が行う第二次試験については、受験生の過重な負担とならないよう調査書の活用を図るとともに、学力検査の科目減少に努めること。」(参議員文教委員会、昭和五二年四月二一日)衆議院文教委員会決議(同年一月一日)も同趣旨。

このように教科削減とくに二次試験のそれは、受験生の負担軽減という根強い文教政策の一環である。大学は専門教育をすることで、試験教科は少なくてよいと考えている模様であるが、まず大学の教養課程の存在と一般教育が専門教育の幅広い基礎を形造るものという、戦後の大学

教育の理念が忘れ去られており、また大学のアカデミズムの本質と現代の諸科学がインタデシプリナリーなものになりつつあるという認識が全く欠落している。

(14) 二九年度一、二、四倍。三九年度六、六倍。四九年度五、七倍。

(15) 本学は「いかなる教科・科目を指定するかは、各大学の判断に委ねられるべきである」(五九年一〇月)、「制限されたアラカルト制ではなく、自主的に決定するアラカルトが望ましい」(六〇年四月)と回答している。

(16) 具体的には国語の場合、現代国語と古典Ⅰ乙の二科目の必修が、国語Ⅰの一科目が必修へ。社会の場合、倫理・社会及び政治経済の二科目必修。日本史、世界史、地理・A・Bの四科目から二科目(地理A・Bの組合せを除く)となっていたのが、現代社会が創設されてこれが必修となり、その他は選択科目となった。しかし間もなく現代社会の必修はなくなった。また必然的に総単位数も削減された。国大協は、新課程制を受けて、当初は、共通一次のシステムを変更するに至らず、五教科七科目制を続行したが、各大学は共通一次得点の合格者判定に際しての配点を変更することで対応した。本学では従来一次と二次の配点は三五対六五であったのを、二七対七三として、二次試験をより重視することとした。この基本的枠組は、国大協の意見によって共通一次の教科・科目を五教科五科目以下とする方式が六二年度以降実施されるようになって以後も変っていない。

ない。ちなみに六四年度の場合、二六対七四となっている。

(17) 入試改善特別委員会の設置と検討課題等については、高木前提論文、三二頁以下によった。

(18) 高木前掲論文、三四頁以下

(19) 毎日新聞、五九年一月二八日

(20) 国大協会報、一〇七、一一九—一二〇頁。

(21) 臨時教育審議会「臨教審だより」四月臨時増刊四四頁以下。

(22) 文部時報特集「臨時教育審議会第一次答申」六一年六月、二八一—三〇頁。

(23) 国大協会報 一〇九、六〇頁。

(24) 前掲、六一頁。

(25) 入試改善特別委員会では、「各大学・学部は何らかの方法で調整し二乃至三のグループ別に振り分けて試験を行う。希望する大学はこれらの試験日以外にずらして行うという提案は、短時日では解決困難な隘路がある。しかし一方、入試改善問題についての論議を巡る社会的客観情勢からみると、速やかに国立大学の受験機会複数化を図る必要がある……。」という判断をしている。(六〇年九月一日)(国大協会報、一一〇、二六頁)

(26) 国大協会報一一一、四六頁、九七頁。

(27) 日本経済新聞 六〇年一月一八日。

(28) 複数化以前の六〇年度を例にとると、定員と辞退者数との関係での辞退率が一〇パーセント以上(最大一六・九

パーセント)の大学は一八校あり、旧帝大のうち最も多かったのは東北大の一七九名で八パーセントであった。流出先は有名私学のケースが多いとされており。本学でもこの年度には一二名(一・三パーセント)の辞退者があり、東大の一四名の辞退者は、他医学部を選択したといわれている。なおこのデーターは、文部省発表の数字を「学研」が整理したものをを用いた。(学研Vコース、六一年九月号、一六三頁以下)勿論辞退者は同じ大学でも学部によって異なるのであるから、学部単位でデーターを出すべきであらうが、文部省の発表は大学単位でしか示されていない。

- (29) 黒羽亮一「国公立『複数化』受験を終えて」(大学進学研究、五〇号特集「国公立『複数受験』を振り返る」一五頁)

- (30) 前掲「難産だった国立大学受験機会複数化」五頁参照。
- (31) 一橋大は、山梨、宇都宮、お茶の水、東京農工とともに第二グループに入れられ、これが二分されて、二一四年のロートションを組むというものである。当時は良く出来た案と一般の目には評価されたようであるが、大学の伝統や実績を無視した全く機械的な机上プランという評価が本学ではなされていた。

- (32) 「本学は今回の受験機会の複数化原案には反対である。各大学の試験日程は、各大学が自主的に決定すべき事項である、またアンケート及び多数決等により大学の自治及び大学制度の根幹に係わる問題を事実上決定しようとする国

大協のやり方には、強く反対する。」(六一年三月九日国大協アンケートへの回答)なお、この本学の意思決定に關して、次のような記事がある。「旧二期校の学長たちは、京大が譲歩したのに、一橋がどうしても譲らない、種瀬学長は国大協の副会長なのに、これでは大学エゴのゴリ押しじゃないかと厳しい批判をしていた。」「一橋大の方は、国大協はアンケートをとった以外何の連絡もしてこないのに、東大と別のグループに入れられているのを知って仰天したという。しかもあそこは四学部が一致したものを以外は、学長といえども公の場では発言してはいけないというルールがあるとかで、これはもう交渉の余地などないわけだ。」(前掲「難産だった……」七頁)これは記者の座談会発言であるが、あえて引用したのは、六一年春に複数化具体案が決定される前後の世論を代表した発言であると考えるからである。機関決定がなければ学長が意見をいえないという当然のことが、軽蔑の対象になっているのは驚くべきことである。

- (33) 六一年四月二日入試改善特別委員長は最終的に次のように報告した。大学としてまとまった回答八六大学、学部別回答九大学。その回答の内容は「実施原案」および「実施日程(案)」に「賛成」するという回答が「意見付き」も含めて大学一本として、七五大学、学部別回答大学にあっても、全学部賛成が一大学、合せて七六大学という結果であった。これにより、本委員会の提案する「実施原案」

および「実施日程(案)」については全体として支持が得られたと判断されるものの、「賛成」回答の中には意見が付された回答も多数含まれているので、……更に吟味して本委員会としてこれを最終的に取りまとめることとしたい。(国大協会報、一一二、六九頁) すなわち反対の大学が本学を含めて一九大学(二〇パーセント)あったのである。

(34) 「A・B分割入試のゆくえ」(進研ニュース福武書店) 六二年、八・九月号、一四頁参照。

(35) 「大迷惑八七年大学入試」(朝日ジャーナル、八七年四月一五日、六頁以下) 参照。

(36) 国公立大全体では、四、二九七人が定員オーバーしたと文部省が発表している(毎日新聞六一年五月七日)

(37) 六二年及び以降国公立大のとくに有力校といわれる大学が大量流出を問題にすることに對して、私学では毎年このとで、問題にするのはおかしいという議論はありうる。しかし、私学の場合は、流出先の大学入試期日に入試期日を合せることは決して不可能なことではない筈である。また私学の場合はむしろ入試を学部ごとに分散させる方策をとっている。これはいうまでもなく受験料収入のための政策であり、ある私学は単年度二七億円の受験料収入を得ている。

(38) 分離制はすでに四九年四月の国大協の「国立大学入試一本化に関する資料」に登場しているが、「前期の大学に

合格した者は、後期の受験資格がないとか、後期校に合格しても無効であるという措置が考えられるが、法的規制或いは制度化することは、法律的に困難である」(会報六四、七〇頁)とされているが、当時は共通一次試験がなく、事務的にチェックする技術上の困難もあった。次に一〇年後、五九年には無条件に一つの案として提示されている(会報一〇七、一一四頁)。現在では、入試センターへの入学登録や共通一次受験票の捺印または回収によって充分に歯止めをかけることができる。しかし当初国大協では分離分割制の発想はなかった。やや関連する問題として、連統制における第一志望者優先を入試センターの介在により行うことは、検討の結果技術的にまた現実に不可能との結論がでている。

(39) 朝日新聞 六三年七月一〇日

(40) 例えば、山口大学の古賀秀男氏は「学科別のペーパーテストだけでなく、少なくともいくつかの学科ないし分野にまたがり、理解力だけでなく、応用力、思考・判断力、創造性を評価しうる総合的ペーパーテスト、もしくはそうした内容をもち、「潜在能力」も評価もできるような口述試験を、各大学及び関係者で早急に開拓する必要がある」(入研協「大学入試研究の動向」第6号、八頁)。と述べているが、具体化は必ずしも容易ではない。

(41) 例えば六三年八月九日の読売新聞では、京大の合格者の東大への流出の数字を挙げながら、「会社が青田買いで



優秀な学生を就職内定させながら、毎年ライバル社へ奪われたとしたら……企業の論理でいえば京大のといった對抗措置は当然といえる。」そして連続・分離分割併存方式について「国立大入試をわかりにくくした真の元凶は、結局あまり根拠のない、東大信仰にあるという気もしてくる。社会に見合った入試制度しかわれわれはもてないのかもしれない。」と述べている。

(42) 学校教育法の一部改正

第六十九条ノ三 文部省に大学審議会を置く。大学審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を

調査審議するほか、文部大臣の諮問に応じ、大学（高等専門学校を含む。以下この条及び次条において同じ。）に関する基本的事項を調査審議する。大学審議会は、前項に規定する事項に関し、必要があると認めるときは、文部大臣に対し勧告することができる。大学審議会は、大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、文部大臣が内閣の承認を経て任命された二十人以内の委員で組織する。

(以下略)

(一橋大学教授)